

家畜衛生だより（平成28年11月）

紀北家畜保健衛生所

tel 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

tel 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

tel 0735-58-1481

○飼養衛生管理基準の見直しについて

畜産農家のみなさまには日頃から飼養衛生管理基準を遵守することに努めていただいておりますが、本年10月に現行の飼養衛生管理基準が施行されてから5年が経過することから、基準の見直しと関連する運用が改正される予定です。

1. 飼養衛生管理基準の見直しのポイント

現行の基準からは大きく変わることはありませんが、基準の見直しには3つのポイントがあります。

ポイント1

- ・家畜の死体の保管並びに家畜の死体及び排泄物を農場外に移動させる際に適切な措置をする。

問題例

- ・家畜の死体をそのまま放置すると、カラスや野生動物に死体の一部を持っていかれる。
- ・死体や排泄物をトラックの荷台に積んでそのまま運ぶと死体の体液や糞尿が飛散してしまう。

処置

病原体の拡散を防ぐためブルーシートなどで被覆する。

ポイント2

- ・豚及びいのししの飼料の原料に生肉が含まれる又は含まれる可能性がある際に加熱処理をする。

問題例

- ・生肉が混入される若しくはその恐れがあるエコフィードの利用。

処置

70℃以上で30分以上若しくは80℃以上で3分以上の加熱処理する。

ポイント3

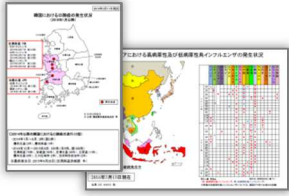
- ・家畜の飼養者の定期報告の改正。

- ・年1回報告してもらっている定期報告の様式が変わります。

2. 飼養衛生管理基準の再確認

見直しされるポイントを述べてきましたが、その他の点は現行の基準のままの予定です。そこで飼養衛生管理基準の遵守すべき項目を列記しますので再度確認していただき、遵守の励行をお願いします。

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等



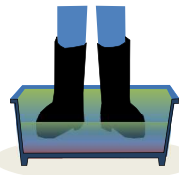
- ・家保、農水省等から提供される情報やホームページの閲覧、講習会参加等

II 衛生管理区域の設定

- ・畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥化施設、農機具庫等を含む衛生管理区域設置
- ・境界に柵、トラロープ、三角コーン、石灰帯、看板等設置



III 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止



- ・立ち入り者の制限、消毒
- ・車両の消毒
- ・専用衣服、靴の設置及び使用
- ・他の施設に入った人、使用した物等が衛生管理区域に入る際の措置（洗浄、消毒等）等

IV 野生動物等からの病原体の感染防止



- ・給餌・給水設備等への野生動物の排泄物等の混入防止
- ・飲用に適した水の給与
- ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検、修繕
- ・ネズミ及び害虫の駆除

V 衛生管理区域内の衛生状態の確保



- ・畜舎及び器具の定期的な清掃、消毒等
- ・空房又は空ハッチの清掃、消毒
- ・密飼いの防止

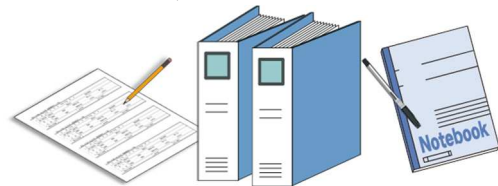
VI 家畜の健康観察と異常発見時の対処

- ・特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
- ・特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止
- ・毎日、導入時、出荷又は移動時の健康観察等

VII 埋却等の準備

| | | | |
|-------------------|------------|---------------|----------------|
| 家畜ごとの標準的な埋却に必要な面積 | 成牛1頭 5㎡ | 肥育豚1頭 0.9㎡ | 成鶏100羽 0.7㎡ |
|-------------------|------------|---------------|----------------|

VIII 感染ルートの早期特定のための記録の作成・保管



IX 大規模所有者に関する追加措置

- ・獣医師等の健康管理指導
- ・通報ルールの作成等

以上の9項目です。
ご不明な点、ご相談等がある場合は、最寄りの家畜保健衛生所までご連絡下さい。

飼養衛生管理基準は、県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/siyouseiseikanri.html>

和歌山県 HP トップ左下の「組織から探す」の「本庁 部・局・課室」をクリック

→農林水産部 農業生産局の「畜産課」をクリック

→<家畜伝染病関連情報>「飼養衛生管理基準と定期報告について」をクリック